

# 協 定 書

令和 年 月 日

(甲) 尼崎市東七松町1丁目23番1号  
尼崎市  
代表者 尼崎市長

(乙) 実印

開発事業区域内に設置された公園（以下「公園」という。）の保全を図るため、尼崎市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、尼崎市住環境整備条例第25条の規定により次のとおり協定を締結する。

（適用の場所）

第1条 この協定を適用する場所、事業施行区域の面積及び公園の面積は、次のとおりとする。

場 所 尼崎市

事業施行区域の面積 平方メートル

敷地面積 平方メートル

公園 平方メートル（別図の表示面積）

（公園の維持管理）

第2条 乙は、前条の公園が利用及び修景の両面において、開発事業の完了検査合格時の状態を保つように、適正な維持管理を行うものとする。

2 乙が、その管理を委託する者もまた同様とする。

（看板の設置）

第3条 乙は、公園内にこの公園が尼崎市住環境整備条例に基づき建築物の付属施設として設置され、広く一般に開放されるものである旨を記載した標示板を設置するものとする。

（住宅等の譲渡）

第4条 乙は、住宅等を譲渡する場合は、物件説明書、管理規約及び売買契約書に次の事項を記載するものとする。

- (1) 公園は、尼崎市住環境整備条例に基づき、建築物の付属施設として設置されたものであり、協定の締結がなされていること。
- (2) 公園を適正に管理すること。
- (3) 公園を広く一般にも開放すること。
- (4) 公園の図面

(公園の変更)

第5条 乙は、公園の規模及び形状等を変更しようとするときは、事前に甲と協議するものとする。

(費用の負担)

第6条 第2条、第3条及び前条に要する費用は、乙が負担するものとする。

(市の指導)

第7条 甲は、乙に対し公園の維持管理について技術指導を行うことができるものとする。

(協定の承継)

第8条 乙は、第1条に規定する公園の所有権を移転しようとするときは、新たに所有権を取得しようとする者に対して、この協定についての内容を十分に告知するとともに、この協定による権利義務を承継するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、公園の属する建築物の存する期間とし、当該建築物が滅失した場合は、この協定を廃止するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

なお、この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙各1通を所持するものとする。

以 上